奈良県立医科大学と同志社女子大学が学術交流に関し 包括協定を締結しました

一 6/26 協定書調印式を行いました 一



【調印式】本学 吉田修学長(左)と同志社女子大学 Nicholas John Teele 学長(右)との間で、協定書の交換が行われました。

このたび、奈良県立医科大学と同志社女子大学は、教育・研究活動全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究の一層の進展と地域社会の発展に寄与することを目的として、学術交流に関する包括協定を締結しました。

今後、両大学が持つ知的・人的資源を相互に提供し合い、学生・教員の交流も促進することで、教育、研究あるいは診療活動等における新たな可能性を拡げ、大学の一層の活性化を図ることができるよう種々の取組を行って参ります。

加えて、優れた人材の育成、独創性に富んだ共同研究の実施、患者中心の 医療の充実等を推進し、本学術交流の成果を広く社会に還元できるよう努め て参ります。

【調印式の概要】

- 日 時 平成19年6月26日(火)14:00~14:45
- 場 所 ホテル日航奈良 5階 「天空の間」

〇 出席者

<奈良県立医科大学>

学 長・理事長

副 理 事 長 西 尾 哲 夫

吉 田 修

渉外企画担当理事・小児科学教授 吉 岡 章

総務経営担当理事 瓜 生 英 明 外

<同志社女子大学>

学 長·学芸学部教授 Nicholas John Teele

総務部長 小坂賢一郎 外

【学術交流等の概要】

今後、同志社女子大学との間で次のような交流・連携事業に取り組む予定です。

- ・ 医学分野と薬学分野の共同研究
- ・ 栄養学と臨床医学だけでなく住居医学も取り込み「**医食住**」をキーワードとした共同研究
- ・「医食同源」をキーワードとした栄養学と臨床医学との共同研究
- 「音楽療法」の共同研究
- 教員の相互交流
- 教員・学生のセミナーへの相互交流
- ・ 薬学部 1 年生を対象とした早期体験学習(研究室、附属病院等の施設見学等)

なお、個別の事業については、別途設置する「(仮称) 奈良県立医科大学・同志社女子大学連携推進協議会」で協議のうえ具体化していきます。

奈良県立医科大学と同志社女子大学の学術交流に関する包括協定書

(目的)

第1条 奈良県立医科大学(以下「甲」という。)と同志社女子大学(以下「乙」と いう。)は、教育・研究活動全般における交流及び連携を推進し、相互の教育・研究 の一層の進展と地域社会の発展に寄与することを目的として、本包括協定(以下「本 協定」という。)を締結する。

(連携項目)

- 第2条 本協定による主な連携項目は、次のとおりとする。
- (1) 教育・研究・診療に関する相互支援に関すること
- (2) 学生の相互交流に関すること
- (3) 教職員の相互交流に関すること
- (4) 社会貢献に関すること
- (5) その他甲及び乙が協議し同意した連携事業に関すること

(協議会の設置)

第3条 前条に掲げる各項目の具体的な取組について協議するため、甲乙双方の代表者 から構成される(仮称)奈良県立医科大学・同志社女子大学連携推進協議会(以下「協 議会」という。)を設置し、連携事業を実施する。

(協定期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日より2010(平成22)年3月31日ま でとする。ただし、有効期間満了の90日前までに、甲乙いずれからも本協定の改廃 の申出がないときは、さらに3年間更新するものとし、以後も同様の取扱いとする。

(雑則)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、第3条で 規定する協議会で協議の上定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

2007 (平成19) 年6月26日

奈良県立医科大学

同志社女子大学

学 長 吉 田 修 学 長 Nicholas John Teele